

令和2年6月22日

教員各位

学長 石田 朋 靖

【重要】前期の対面授業の一部実施について

前期の一部対面授業の実施について、次のとおりお知らせします。

1. 前期日程中の授業は、原則としてメディア授業とし、一部の授業のみ7月6日（月）～9月までの期間で対面授業を実施します。
2. 一部の授業とは、「対面での実施が不可欠な授業科目」として申請を受け付け、担当教員・担当部局による「受講生の通学状況」及び「前後の受講状況」等の確認が行われ、本学の下承を得た授業です。
3. 対面授業の日程等は、添付のとおりとなります。
4. 各部局及び授業担当教員は、対面授業の詳細を C-Learning 等により遅くとも2週間前までに周知すること。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況は、日々変化しており、今後、緊急事態宣言が再宣言される等の場合は対面授業の実施を中止することも含め、方針等を見直すことがあります。

また、令和2年6月22日付けで周知した「宇都宮大学における対面授業の一部実施等に向けたガイドライン【教職員用】」及び「別紙 対面授業の実施についての方針」を確認の上、対面授業を実施してください。

注) 新型コロナウイルス感染症対策のための本学の対応方針はステージ2のままです。

対面授業の実施についての方針

- ①学事日程期間中（4/20～8/7）の対面授業は、原則としてメディア授業とするが、対面での実施が不可欠な授業科目で「受講生の通学」、「前後の受講状況」等の学生の負担を考慮した上で実施する科目のみ、対面授業の実施を許可します。
- ②夏休み期間中に対面授業の実施を計画する場合は、原則として9月中の実施計画とする。この場合でも対面での実施が不可欠な授業科目で「受講生の通学」、「受講生の居住地」等の学生の負担を考慮した上で実施する科目のみ、対面授業の実施を許可します。
- ③4/16に周知した前期授業についての基本方針の「③8月以降に事態が好転し、対面授業が可能になった場合、9月中旬以降に2週間程度の期間を設け、時間割に従い対面での指導を行う。なお、9月中に実施が無理な場合は、再度検討する。」については、8月以前に対面授業が実施可能と判断することになったため、原則として9月中の実施は可能なものと判断しました。②の夏休み期間中の計画を踏まえて対面授業の実施を許可します。
- ④成績評価について、対面授業を実施する科目については、授業終了後、2週間以内の提出とします。
- ⑤対面授業の実施にあたっては、各教育プログラムで十分に検討・確認を行い、各学部・研究科で実施の判断を最終的にを行い、遅くとも対面授業開始の2週間前までに授業担当教員からC-Learning等の適切な方法により受講学生に対し、日時、場所（教室名等）、その他の連絡事項を周知するものとします。

【参考】

- 前期授業についての基本方針（4/16更新）
- ① 前期の授業は事態が好転しない限り、全てオンライン授業とし、対面授業は行わない。
- ② 事態が好転し、対面授業が可能となる場合は、3週間前に周知する。
- ③ 8月以降に事態が好転し、対面授業が可能になった場合、9月中旬以降に2週間程度の期間を設け、時間割に従い対面での指導を行う。なお、9月中に実施が無理な場合は、再度検討する。
- ④ ③に関わらず前期の成績はオンライン授業の内容で通常通り8月中に評価する。
- ⑤ 実験、実習等については別途相談の上で指示する。
- ⑥ これらの措置に関連して、学事日程の変更を行う場合がある。